

議案第 31 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、農業委員会委員に任命するものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市三崎町
氏 名 近 藤 明
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 3 2 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、農業委員会委員に任命するものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市阿野町
氏 名 毛 受 淳 一
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 33 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、農業委員会委員に任命するものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市新田町
氏 名 石 黒 秀 一
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第34号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、農業委員会委員に任命するものとする。

令和8年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 石 川 博 正
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 35 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、農業委員会委員に任命するものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 岡 本 金 久
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第36号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、農業委員会委員に任命するものとする。

令和8年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市栄町
氏 名 青 木 規 久 範
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第37号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、農業委員会委員に任命するものとする。

令和8年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 加 藤 雅 樹
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第38号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、農業委員会委員に任命するものとする。

令和8年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市大久伝町
氏 名 深 谷 貴 子
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第39号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、農業委員会委員に任命するものとする。

令和8年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 石 川 和 孝
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第40号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、農業委員会委員に任命するものとする。

令和8年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市間米町
氏 名 安 江 真 理 子
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第41号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、農業委員会委員に任命するものとする。

令和8年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 蟹 井 伸 仁
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第42号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 外壁等改修工事 |
| 2 工 事 場 所 | 豊明市新栄町二丁目地内 |
| 3 工 事 の 概 要 | 栄小学校校舎棟2棟及び屋内運動場の外壁剥落防止、外部建具改修等を行う。 |
| 4 請負契約金額 | 561,000,000円 |
| 5 請 負 契 約 者 | 名古屋市北区大杉二丁目7番15号
大池建工株式会社
代表取締役 中澤 浩一 |
| 6 契 約 の 方 法 | 制限付一般競争入札（事後審査型） |

説 明

この案を提出するのは、栄小学校校舎棟2棟及び屋内運動場の外壁等改修施工のため必要があるからである。

議案第 4 3 号

市道の路線廃止について

道路法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり廃止するものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

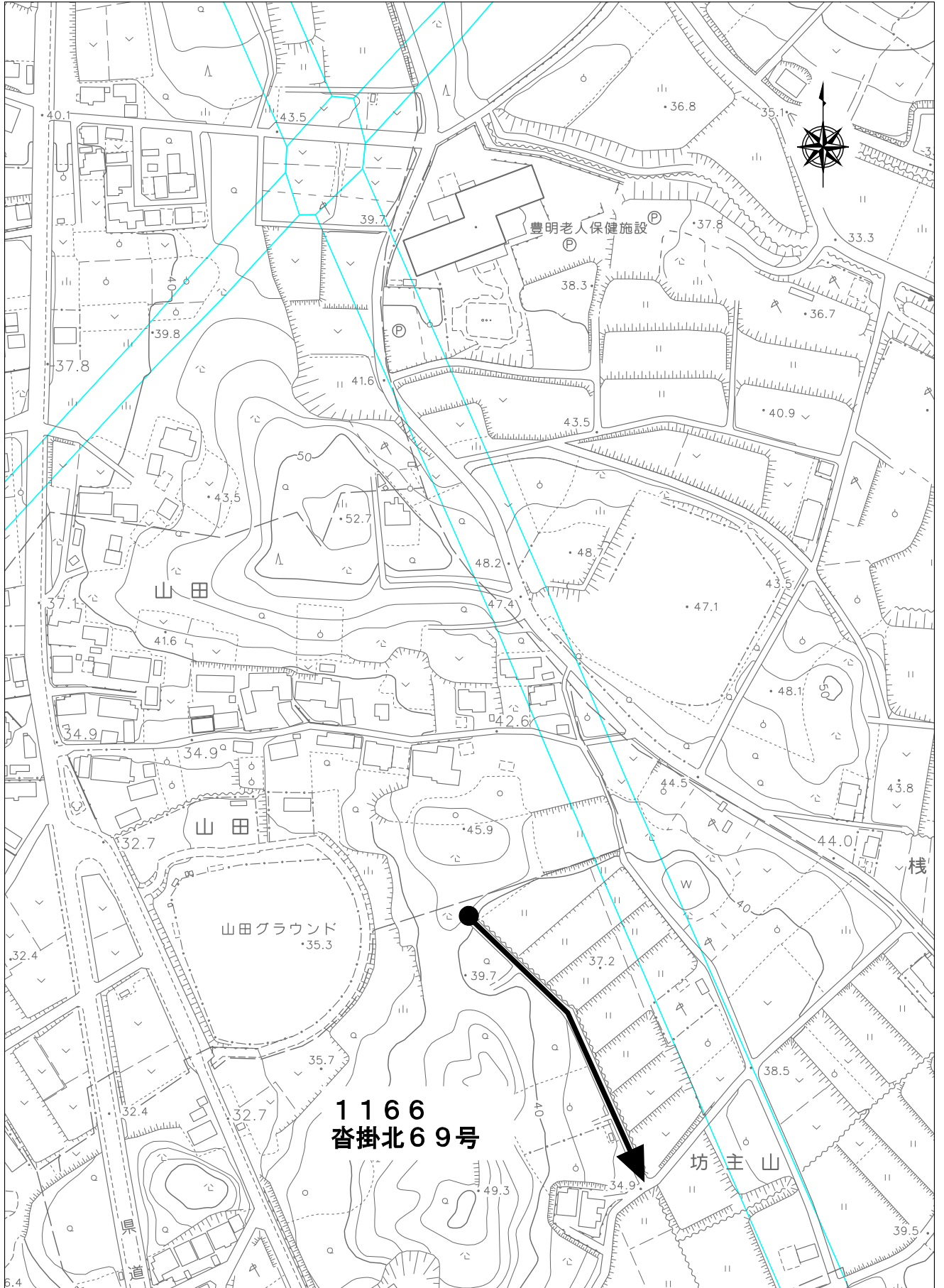
記

路線番号	路線名	起 終	点 点	摘 要
1 1 6 6	沓掛北 6 9 号	豊明市沓掛町坊主山 1 5 2 番地先 豊明市沓掛町坊主山 1 4 5 番地先		附図 1

説 明

この案を提出するのは、主要地方道名古屋岡崎線の整備により市道を廃止する必要があるからである。

附图 1



議案第 4 4 号

市道の路線認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定するものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

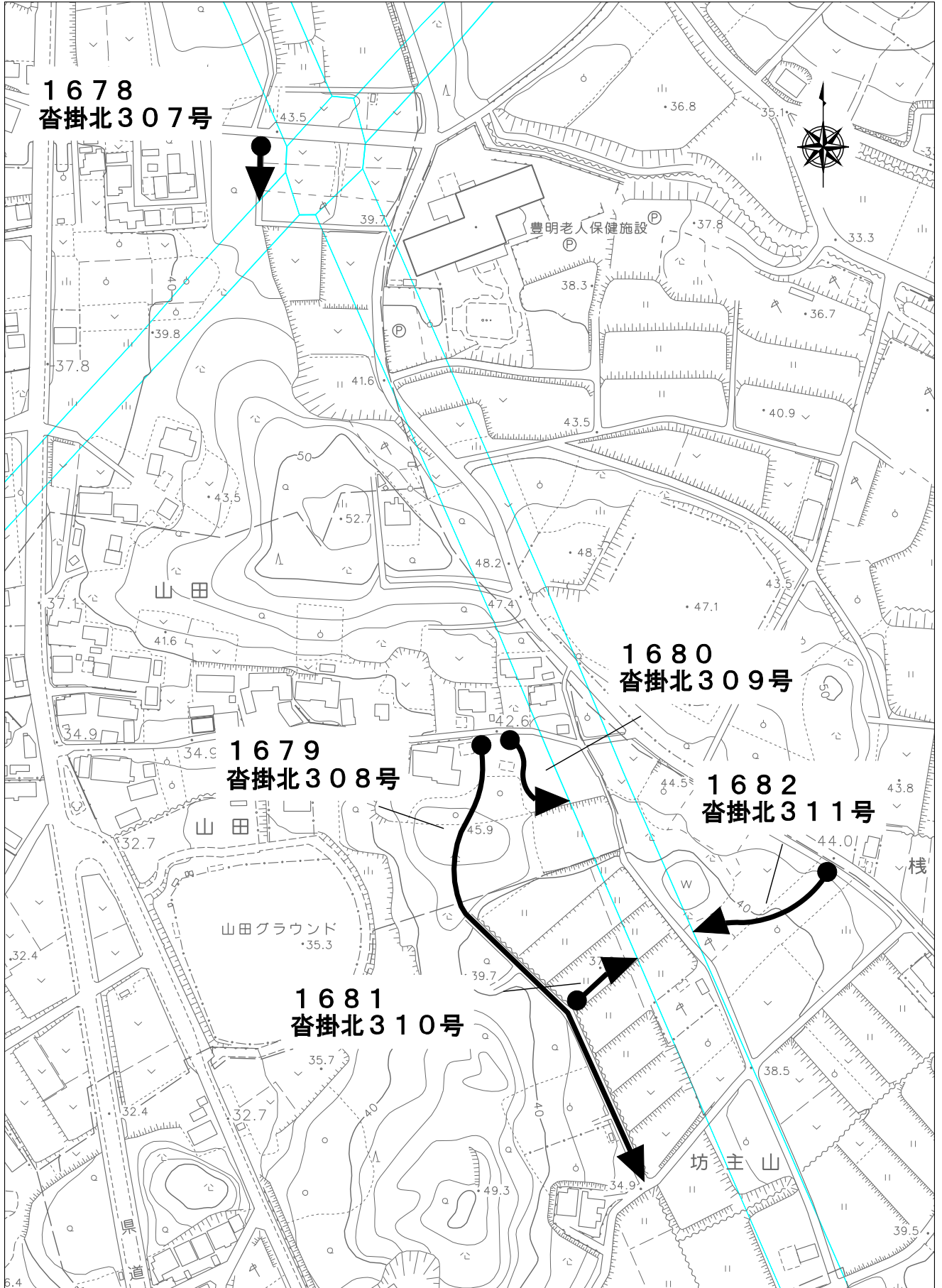
路線番号	路線名	起 終	点 点	摘 要
1 6 7 8	沓掛北 3 0 7 号	豊明市沓掛町勅使 8 番 2 7 8 地先 豊明市沓掛町勅使 8 番 2 7 9 地先		附図 1
1 6 7 9	沓掛北 3 0 8 号	豊明市沓掛町山田 1 7 番 1 3 地先 豊明市沓掛町坊主山 5 4 番地先		附図 1
1 6 8 0	沓掛北 3 0 9 号	豊明市沓掛町山田 1 7 番 1 地先 豊明市沓掛町山田 1 7 番 3 地先		附図 1
1 6 8 1	沓掛北 3 1 0 号	豊明市沓掛町坊主山 1 5 0 番地先 豊明市沓掛町坊主山 2 0 5 番地先		附図 1
1 6 8 2	沓掛北 3 1 1 号	豊明市沓掛町坊主山 8 番 2 0 地先 豊明市沓掛町坊主山 4 9 番 1 地先		附図 1
1 6 8 3	沓掛北 3 1 2 号	豊明市沓掛町松本 3 6 番 1 地先 豊明市沓掛町坊主山 1 9 9 番地先		附図 2
1 6 8 4	沓掛北 3 1 3 号	豊明市沓掛町坊主山 3 9 番 2 4 地先 豊明市沓掛町坊主山 1 7 6 番 2 地先		附図 2
1 6 8 5	沓掛北 3 1 4 号	豊明市沓掛町松本 4 2 番 6 4 地先 豊明市沓掛町松本 4 2 番 1 2 地先		附図 2

1686	沓掛北315号	豊明市沓掛町薬師ヶ根84番1地先 豊明市沓掛町荒神ヶ根21番1地先	附図3
1687	沓掛北316号	豊明市沓掛町薬師ヶ根105番1地先 豊明市沓掛町荒神ヶ根20番1地先	附図3
1688	沓掛北317号	豊明市沓掛町薬師ヶ根24番1地先 豊明市沓掛町薬師ヶ根16番1地先	附図3

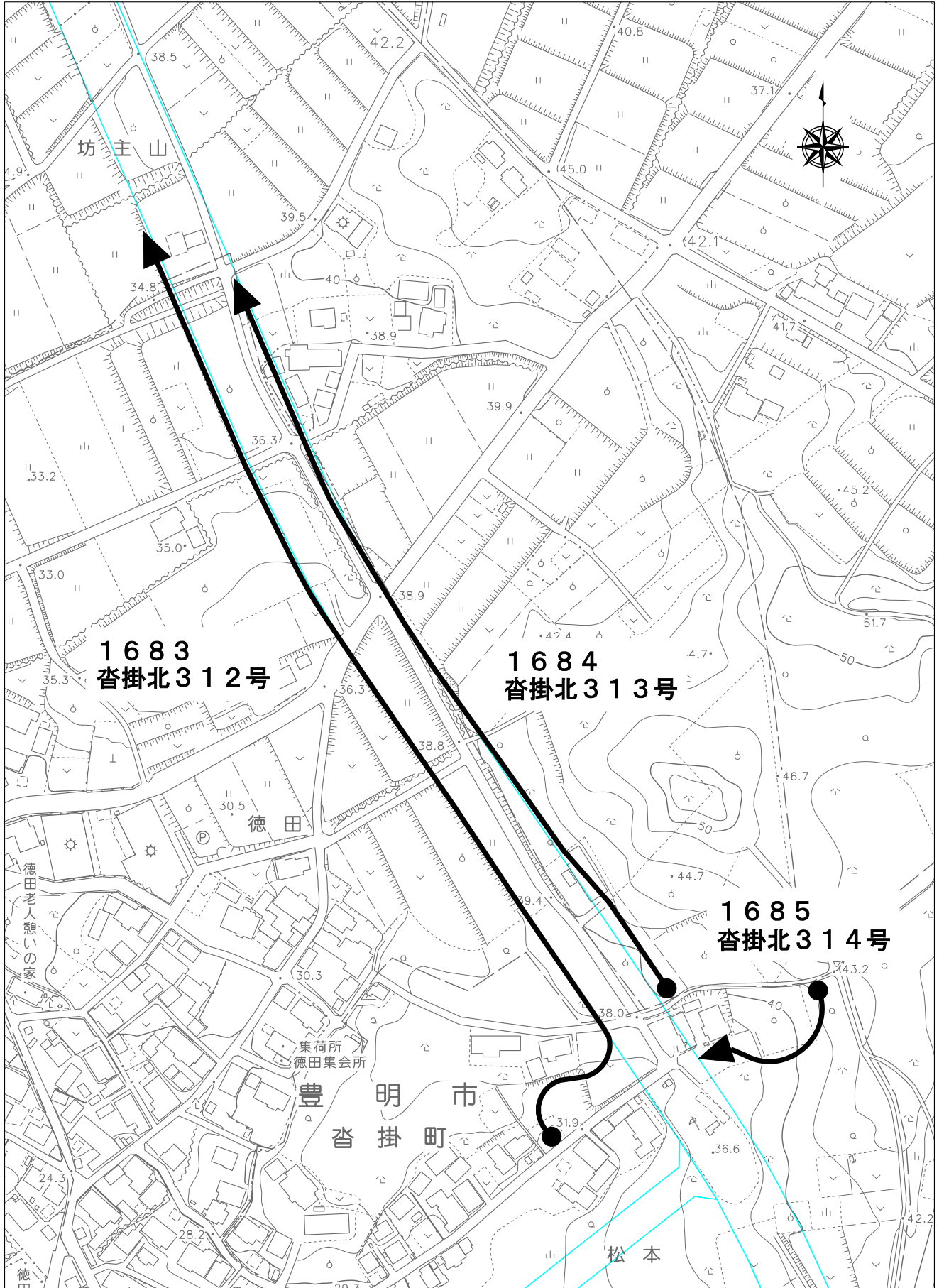
説 明

この案を提出するのは、市道として管理するために、新たに市道認定する必要があるからである。

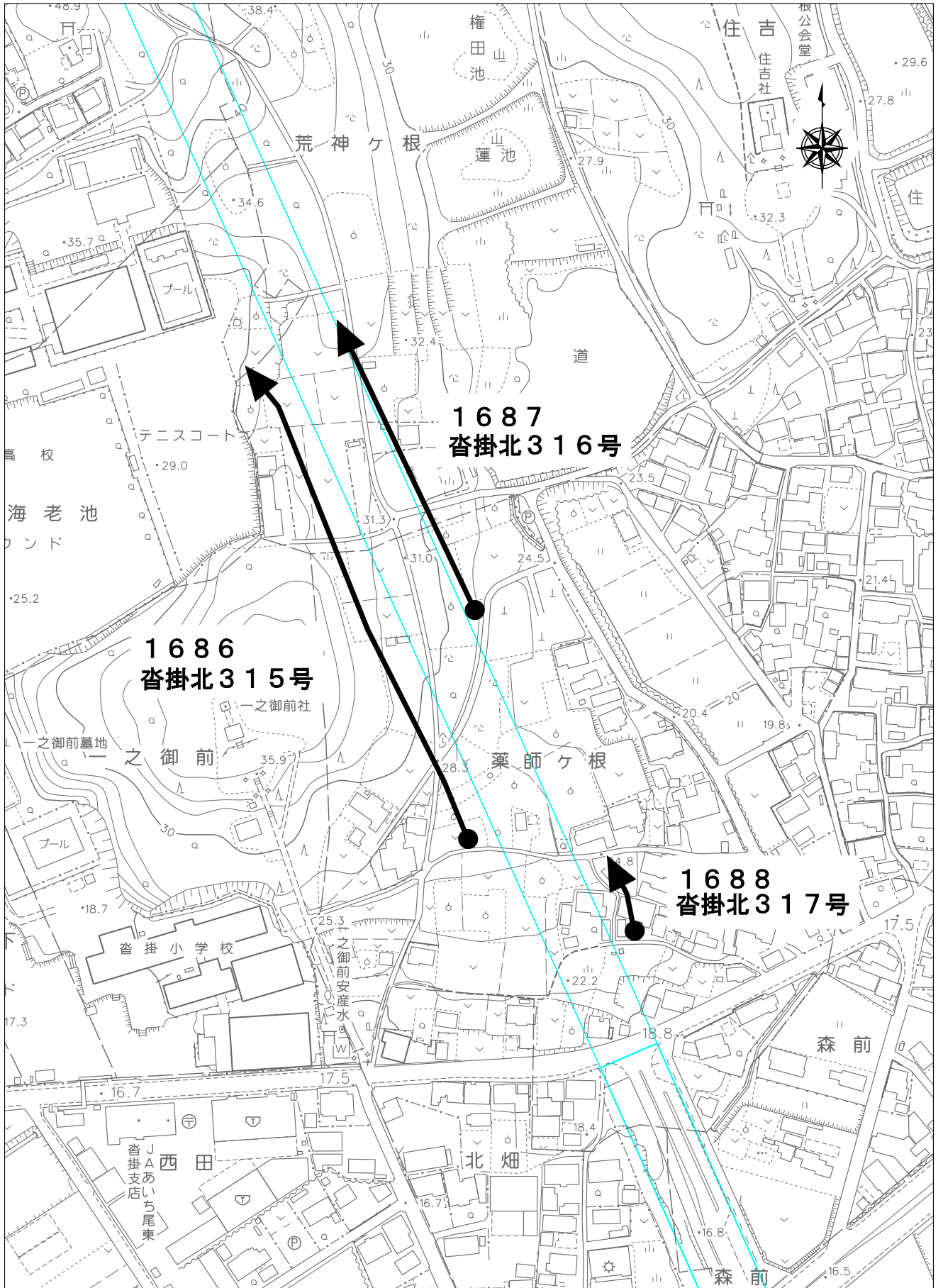
附图 1



附图 2



附图 3



議案第 4 5 号

豊明市職員の旅費に関する条例の一部改正について
豊明市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例を別添のように定める
ものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、国家公務員等の旅費支給規程の一部改正に伴い必要
があるからである。

豊明市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

豊明市職員の旅費に関する条例（令和8年豊明市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条中「市長等にあつては27,000円以内で市長が規則で定める額とし、それ以外の職員にあつては19,000円以内で」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に定める国家公務員の宿泊費の額を勘案して市長等又は一般職の職員の区分に応じて」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる新条例第4条第1項に規定する旅行命令等による旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に行われるこの条例による改正前の豊明市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令等による旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に発せられた旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等による旅行が、施行日以後に変更を生じる場合については、新条例の規定は、当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

議案第46号

豊明市税条例の一部改正について
豊明市税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和8年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市税条例の一部を改正する条例

豊明市税条例（昭和47年豊明市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第33条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「及び第35条の3の3第1項」を「並びに第35条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第35条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第35条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは

特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第35条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第42条第1項第1号中「支給」を「支払」に改め、同条第2項ただし書中「記録」を「記載」に改め、同条第5項中「同月30日」の次に「）」を加え、「認めた」を「認める」に改め、同条第6項中「徴収されたい旨の」の次に「当該」を加える。

第44条の4の見出し中「納税」を「納期」に改める。

第46条第12項中「第9項の申告」を「同項の申告」に改める。

第49条第2項第2号を次のように改める。

(2) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額

第51条の8第1項第2号及び第2項中「前条」を「第51条の7」に改める。

第52条第3項中「いる者」の前に「登録されて」を加える。

第53条の前の見出し中「固定資産」の次に「税」を加える。

第57条の3第1項中「こと」を「ごと」に改める。

第59条中「土地家屋及び」を「土地、家屋又は」に改め、「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

附則第5条第1項中「市民税の所得割(」を「所得割(」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条第1項中「総所得金額のうち」を「総所得金額のうちに、」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第10条の2中第11項から第13項までを削り、第14項を第11項とし、第15項から第20項までを3項ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

18 法附則第15条の11第1項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第13条の4第3項中「次の各号」を「次」に改める。

附則第16条の3第3項第3号中「。」の前に「とする」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第35条の2第1項ただし書、第35条の3の2及び第35条の3の3の改正規定並びに附則第6条及び附則第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

（2） 第59条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

（3） 第33条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4、附則第9条の2及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市税条例（以下「新条例」という。）第35条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第35条の

3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の豊明市税条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が

前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第59条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 47 号

豊明市都市計画税条例の一部改正について
豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例

豊明市都市計画税条例（昭和47年豊明市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則中第19項を第20項とし、第18項を第19項とし、第17項を第18項とする。

附則第16項中「附則第6項及び第8項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第7項及び第10項」に、「附則第7項、第9項及び第10項」を「附則第8項、第10項及び第11項」に、「附則第9項から第11項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に、「附則第12項から第14項まで」を「附則第13項から第15項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第17項とし、附則第11項から第15項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第10項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則中第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

5 法附則第15条の11第1項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

議案第48号

豊明市国民健康保険税条例の一部改正について
豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和8年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊明市国民健康保険税条例（昭和47年豊明市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第27条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、「キからケまでに掲げる額を減額して得た額」の次に「（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「所得割額、」を「所得割額並びに」に改め、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同条第4項中「第1項、第2項又は前項」を「前3項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第49号

豊明市児童発達支援センター条例の一部改正について
豊明市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和8年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、令和9年度より児童福祉法に基づく児童発達支援センター事業を指定管理者に行わせるため、所要の改正を行う必要があるからである。

豊明市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

豊明市児童発達支援センター条例（令和3年豊明市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第43条第1号」を「第43条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項第2号中「法第6条の2の2第6項」を「法第6条の2の2第5項」に改め、同項第3号中「法第6条の2の2第7項」を「法第6条の2の2第6項」に改め、同項第4号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改め、同項第5号中「第5条第19項」を「第5条第20項」に改める。

第7条を次のように改める。

（使用料）

第7条 第3条第1項第1号から第4号までのいずれかの事業を利用する児童の保護者（以下「保護者」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を市長の指定する日までに納付しなければならない。

- （1） 第3条第1項第1号及び第2号の事業 法第21条の5の3第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
- （2） 第3条第1項第3号の事業 法第24条の26第2項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
- （3） 第3条第1項第4号の事業 障害者総合支援法第51条の17第2項の主務大臣が定める基準により算定した費用の額

第10条を第14条とし、第9条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第10条 市長は、センターの管理を地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 指定管理者の指定の手續等については、豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年豊明市条例第30号）によるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの施設及び設備の維持、管理に関する業務
 - (2) 第3条第1項各号に規定する事業の運営に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める業務
- (利用料)

第12条 第10条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における利用料の額は、第7条に規定する使用料の額とする。

2 前項の場合において、保護者は、第7条の規定にかかわらず、前項に規定する利用料を納付しなければならない。

3 第1項の利用料は、指定管理者の収入とする。

(準用)

第13条 第5条及び第6条の規定は、施設の管理を指定管理者が行う場合について準用する。この場合において、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和8年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

豊明市消防団員等公務災害補償条例（昭和47年豊明市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 改正後の豊明市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）

第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた豊明市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

第3条 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の豊明市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定による金額により支給されたものの支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

報告第6号

令和7年度豊明市土地開発公社決算並びに令和8年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、土地開発公社に係る経営状況に関する事項について、別紙のとおり報告する。

令和8年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和7年度

収支決算書

豊明市土地開発公社

令和8年5月14日 認定

事業報告書

1 総括事項

令和7年度の取得事業及び処分事業はありませんでした。

2 役員会に関する事項

(1) 理事会(令和7年5月12日)

議案第3号 令和6年度豊明市土地開発公社収支決算の認定について

議案第4号 剰余金の処分について

(2) 理事会(令和8年3月6日)

議案第1号 令和8年度豊明市土地開発公社事業計画について

議案第2号 令和8年度豊明市土地開発公社収支予算について

(3) 理事会(令和8年3月17日付 書面会議)

議案第3号 令和7年度豊明市土地開発公社収支補正予算について

令和7年度 豊明市土地開発公社 決算状況報告書

収益的収入及び支出の部

令和8年3月31日

収 入

(単位：円)

款	区 項	分 目	節	予 定 額				執 行 額	予定額との比較
				当 初	補 正	流 用 額	計		
1. 事業収益				0	0	0	0	0	0
	1. 公有地取得事業収益			0	0	0	0	0	0
		1. 公有用地売却収益		0	0	0	0	0	0
2. 事業外収益				90,000	0	0	90,000	118,069	28,069
	1. 受取利息			89,000	0	0	89,000	118,069	29,069
		1. 受取利息		89,000	0	0	89,000	118,069	29,069
	2. 雑収益			1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000
		1. 雑収益		1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000
収 入 合 計				90,000	0	0	90,000	118,069	28,069

支 出

(単位：円)

款	区 項	分 目	節	予 定 額				執 行 額	予定額との比較
				当 初	補 正	流 用 額	計		
1. 事業原価				0	0	0	0	0	0
	1. 公有地取得事業原価			0	0	0	0	0	0
		1. 公有用地売却原価		0	0	0	0	0	0
2. 販売費及び一般管理費				85,000	0	0	85,000	71,000	△ 14,000
	1. 販売費及び一般管理費			85,000	0	0	85,000	71,000	△ 14,000
		1. 人件費		0	0	0	0	0	0
			1. 報酬	0	0	0	0	0	0
		2. 経費		85,000	0	0	85,000	71,000	△ 14,000
			1. 旅費	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000
			2. 交際費	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000
			3. 需用費	10,000	0	0	10,000	0	△ 10,000
			4. 役務費	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000
			5. 負担金	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000
			6. 公租公課	71,000	0	0	71,000	71,000	0
3. 予備費				5,000	0	0	5,000	0	△ 5,000
	1. 予備費			5,000	0	0	5,000	0	△ 5,000
		1. 予備費		5,000	0	0	5,000	0	△ 5,000
支 出 合 計				90,000	0	0	90,000	71,000	△ 19,000

予定額との差額47,069円のうち、12,367円を資本的収支の支払利息が当初予算額を超過するため、当年度損益勘定留保資金として資本的収支の収入へ流用する。

資本的収入及び支出の部

収入

(単位：円)

区 分				予 定 額						執 行 額	予 定 額 と の 比 較	備 考
款	項	目	節	当 初	補 正	流 用 額	小 計	繰 越 額	合 計			
1. 資本的収入				145,000	0	0	145,000	0	145,000	145,000	0	
	1. 借入金			145,000	0	0	145,000	0	145,000	145,000	0	
		1. 借入金		145,000	0	0	145,000	0	145,000	145,000	0	
当年度損益勘定留保資金				0	0	12,367	12,367	0	12,367	12,367	0	
収入合計				145,000	0	12,367	157,367	0	157,367	157,367	0	

支出

(単位：円)

区 分				予 定 額						執 行 額	予 定 額 と の 比 較	備 考
款	項	目	節	当 初	補 正	流 用 額	小 計	繰 越 額	合 計			
1. 資本的支出				145,000	13,000	0	158,000	0	158,000	157,367	633	
	1. 公有地取得事業費			145,000	13,000	0	158,000	0	158,000	157,367	633	
		1. 用地費		0	0	0	0	0	0	0	0	
		2. 補償費		0	0	0	0	0	0	0	0	
		3. 委託料		0	0	0	0	0	0	0	0	
		4. 工事費		0	0	0	0	0	0	0	0	
		5. 支払利息		145,000	13,000	0	158,000	0	158,000	157,367	633	
		6. 需用費		0	0	0	0	0	0	0	0	
			1. 消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 償還金			0	0	0	0	0	0	0	0	
		1. 借入償還金		0	0	0	0	0	0	0	0	
支出合計				145,000	13,000	0	158,000	0	158,000	157,367	633	

貸付金利の上昇により支払利息が当初予算額を超過したため、収益的収支から当年度損益勘定留保資金として12,367円の流用を行った。

資金執行計算書

(単位：円)

受入資金	15,164,432
1 事業収益	0
2 事業外収益	118,069
3 長期借入金	145,000
4 前年度繰越金	14,901,363
支払資金	228,367
1 販売費及び一般管理費	71,000
2 公有地取得事業費	157,367
3 償還金	0
4 前年度未払金	0
差引	14,936,065

長期借入金を公有地取得事業費が超過する分は、当年度純利益から12,367円を当年度損益勘定留保資金として流用し補償する。

損益計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：円)

1 事業収益		
(1) 公有用地売却収益	0	
事業収益合計	<u>0</u>	<u>0</u>
2 事業原価		
(1) 公有用地売却原価	0	
事業原価合計	<u>0</u>	<u>0</u>
事業総利益		<u>0</u>
3 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費	71,000	
販売費及び一般管理費合計	<u>71,000</u>	<u>71,000</u>
事業損失		<u>71,000</u>
4 事業外収益		
(1) 受取利息	118,069	
(2) 雑収益	0	
事業外収益合計	<u>118,069</u>	<u>118,069</u>
小計		<u><u>47,069</u></u>
5 当年度損益勘定留保資金		
(1) 当年度損益勘定留保資金		<u>△ 12,367</u>
当期純利益		<u><u>34,702</u></u>

財 産 目 録

資 産 の 部

令和8年3月31日
(単位：円)

区 分	明 細	金 額
預 金	普通預金及び定期預金	14,936,065
基 金	定 期 預 金	10,000,000
土 地	公 有 用 地	20,041,938
合 計		44,978,003

負 債 の 部

令和8年3月31日
(単位：円)

区 分	借 入 先 等	金 額
長期借入金	愛知信用金庫豊明支店	20,029,571
合 計		20,029,571

事業原価計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：円)

1 公有用地取得事業費

(1) 用地費	<u>0</u>
(2) 補償費	<u>0</u>
(3) 委託料	<u>0</u>
(4) 工事費	<u>0</u>
(5) 支払利息	<u>157,367</u>
(6) 需用費	<u>0</u>

当年度取得事業原価	<u>157,367</u>
前年度末未処分用地	<u>19,884,571</u>
当年度用地売却原価	<u>0</u>
当年度末未処分用地	<u>20,041,938</u>

貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部	
1 流動資産	
(1) 現金及び預金	<u>14,936,065</u>
(2) 公有用地	<u>20,041,938</u> (※1)
流動資産合計	<u>34,978,003</u>
2 固定資産	
(1) 投資その他の資産	<u>10,000,000</u>
固定資産合計	<u>10,000,000</u>
資 産 合 計	<u>44,978,003</u>
負 債 の 部	
1 固定負債	
(1) 長期借入金	<u>20,029,571</u>
固定負債合計	<u>20,029,571</u>
負 債 合 計	<u>20,029,571</u>
資 本 の 部	
1 資本金	
(1) 基本財産	<u>10,000,000</u>
資本金合計	<u>10,000,000</u>
2 準備金	
(1) 前期繰越準備金	<u>14,901,363</u>
(2) 当期純利益	<u>34,702</u>
3 当年度損益勘定 留保資金	
(1) 当年度損益勘定 留保資金	<u>12,367</u>
準備金合計	<u>14,948,432</u>
資 本 合 計	<u>24,948,432</u>
負 債 ・ 資 本 合 計	<u>44,978,003</u>

※1 個別法による原価法に依っております。

キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
公有地取得事業収入	0
公有地取得事業支出	△ 157,367
人件費支出	0
その他の業務支出	△ 71,000
小計	△ 228,367
利息の受取額	118,069
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 110,298
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
	0
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	157,367
長期借入金の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	157,367
IV 現金及び現金同等物増加額	34,702
V 現金及び現金同等物期首残高	4,901,363
VI 現金及び現金同等物期末残高	4,936,065 (※1)

※1 現金及び現金同等物期末残高に、1年間の定期預金を含めておりません。

令和7年度決算付属明細書

豊明市土地開発公社

現金及び預金明細表

(単位：円)

科 目	種 類	金 額	摘 要
現 金	—	0	
預 金	当 座	0	
	普 通	4,936,065	市内金融機関 4,936,065
	定 期	10,000,000	市内金融機関 10,000,000
	定 期 (資本金)	10,000,000	市内金融機関 10,000,000
満期保有目的以外で保有する有価証券	国 債	0	
	地 方 債	0	
	そ の 他	0	
計	/	24,936,065	/

令和7年度 公有用地明細表

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：円、㎡)

資産区分	期首残高		当期増加高								当期減少高		期末残高		摘要
	面積	金額	面積	用地費	補償費	工事費	測量 試験費	諸経費	支払利息	計	面積	金額	面積	金額	
大根若王子線用地 (間米町鶴根地内)	174.00	19,884,571	0.00	0	0	0	0	0	157,367	157,367	0.00	0	174.00	20,041,938	
合計	174.00	19,884,571	0.00	0	0	0	0	0	157,367	157,367	0.00	0	174.00	20,041,938	

事業収益明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得事業収益	公有用地売却収益	0	
合 計		0	/

事業原価明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得事業原価	公有用地売却原価	0	
合 計		0	/

資本金明細表

(単位：円)

区 分	出 資 団 体 名	出 資 金	摘 要
基 本 財 産	豊 明 市	10,000,000	
合 計	/	10,000,000	/

剰余金処分計算書

	(単位 円)
1 前年度繰越剰余金	<u>14,901,363</u>
2 当年度剰余金	<u>34,702</u>
翌年度繰越剰余金	<u>14,936,065</u>

決算審査意見書

令和7年度豊明市土地開発公社収支決算並びに関係書類について豊明市土地開発公社定款第24条の規定により審査したところ適正に処理されていることを認めます。


なお、用地の取得、処分については、今後も、土地取得の目的及び資金計画を十分勘案し、公社運営が健全かつ円滑に推進できるよう万全を期されたい。

令和8年4月24日

豊明市土地開発公社理事長 殿

豊明市土地開発公社

監事 堀田 和 

監事 鈴木 正 

令和 8 年度

事業計画及び収支予算書

豊明市土地開発公社

令和 8 年 3 月 1 7 日 議決

令和8年度豊明市土地開発公社事業計画

事業名	取得面積	処分面積
	m ²	m ²

令和8年度豊明市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和8年度豊明市土地開発公社の収支予算は、以下に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の予定)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。

収 入		(単位 千円)
第1款	事業収益	0
第1項	公有地取得事業収益	0
第2款	事業外収益	90
第1項	受取利息	89
第2項	雑収益	1
	収入合計	90

支 出		(単位 千円)
第1款	事業原価	0
第1項	公有地取得事業原価	0
第2款	販売費及び一般管理費	85
第1項	販売費及び一般管理費	85
第3款	予備費	5
第1項	予備費	5
	支出合計	90

(資本的収入及び支出の予定)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。

収 入		(単位 千円)
第1款	資本的収入	211
第1項	借入金	211
	収入合計	211

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足した場合、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

支 出		(単位 千円)
第1款	資本的支出	211
第1項	公有地取得事業費	211
第2項	償還金	0
	支出合計	211

(借入金)

第4条 資金の借入方法及び借入限度額並びに償還方法を次のとおり定める。

目 的	事業資金にあてるため
限 度 額	2,000,000千円以内
借 入 方 法	市中金融機関 手形借入
利 率	年利4.0%以内
償 還 方 法	土地売却代金を収納した都度償還するものとする。

I 令和8年度豊明市土地開発公社予算執行計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	節	金額
1 事業収益				0
	1 公有地取得事業収益			0
		1 公有用地売却収益		0
2 事業外収益				90
	1 受取利息			89
		1 受取利息		89
	2 雑収益			1
		1 雑収益		1
収 入 合 計				90

支 出

(単位 千円)

款	項	目	節	金額
1 事業原価				0
	1 公有地取得事業原価			0
		1 公有用地売却原価		0
2 販売費及び一般管理費				85
	1 販売費及び一般管理費			85
		1 人件費		0
			1 報酬	0
		2 経費		85
			1 旅費	1
			2 交際費	1
			3 需用費	10
			4 役務費	1
			5 負担金	1
			6 公租公課	71
3 予備費				5
	1 予備費			5
		1 予備費		5
支 出 合 計				90

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	節	金額
1 資本的収入				211
	1 借入金			211
		1 借入金		211
収 入 合 計				211

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足した場合、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

支 出

(単位 千円)

款	項	目	節	金額
1 資本的支出				211
	1 公有地取得事業費			211
		1 用地費		0
		2 補償費		0
		3 委託料		0
		4 工事費		0
		5 支払利息		211
		6 需用費		0
			1 消耗品費	0
	2 償還金			0
		1 借入償還金		0
支 出 合 計				211

II 資金計画書

(単位 千円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予算額	増減 (△)
受入資金	15,165	15,237	72
(1) 事業収益	0	0	0
(2) 事業外収益	118	90	△ 28
(3) 長期借入金	145	211	66
(4) 前年度繰越金	14,902	14,936	34
支払資金	229	296	67
(1) 販売費及び一般管理費	71	85	14
(2) 公有地取得事業費	158	211	53
(3) 償還金	0	0	0
(4) 前年度未払金	0	0	0
	14,936	14,941	5

Ⅲ 予定損益計算書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

(単位 千円)

1 事業収益		
(1) 公有用地売却収益	0	
事業収益合計	<u>0</u>	<u>0</u>
2 事業原価		
(1) 公有用地売却原価	0	
事業原価合計	<u>0</u>	<u>0</u>
事業総利益		<u>0</u>
3 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費	85	
販売費及び一般管理費合計	<u>85</u>	<u>85</u>
事業損失		<u>85</u>
4 事業外収益		
(1) 受取利息	89	
(2) 雑収益	1	
事業外収益合計	<u>90</u>	<u>90</u>
当年度純利益		<u><u>5</u></u>

IV 予定事業原価計算書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

(単位 千円)

1 公有用地取得事業費

(1) 用地費	0
(2) 補償費	0
(3) 委託料	0
(4) 工事費	0
(5) 支払利息	211
(6) 需用費	0

当年度取得事業原価	211
前年度末未処分用地	20,030
当年度用地売却原価	0
当年度末未処分用地	20,241

V 予定貸借対照表

(令和9年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		
1 流動資産		
(1) 現金及び預金	14,941	
(2) 公有用地	20,241	
流動資産合計		35,182
2 固定資産		
(1) 投資その他の資産	10,000	
固定資産合計		10,000
資 産 合 計		45,182
負 債 の 部		
1 固定負債		
(1) 長期借入金	20,241	
負 債 合 計		20,241
資 本 の 部		
1 資本金		
(1) 基本財産	10,000	
資本金合計		10,000
2 準備金		
(1) 前期繰越準備金	14,936	
(2) 当期純利益	5	
準備金合計		14,941
資 本 合 計		24,941
負 債 ・ 資 本 合 計		45,182

令和8年度豊明市土地開発公社事業計画

取 得

(単位 m²)

事業名	所 在	面 積	備 考
合 計		0.00	

処 分

(単位 m²)

事業名	所 在	面 積	備 考
合 計		0.00	

報告第7号

令和7年度豊明市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について
繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のように翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和7年度豊明市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
			円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	公共施設管理事業	291,953,000	271,953,000	38,000,000	0	211,800,000	22,153,000
2 総務費	1 総務管理費	電算管理事業	449,390,000	0	0	0	0	0
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民記録電算処理事業	5,423,000	5,423,000	0	5,423,000	0	0
3 民生費	2 児童福祉費	児童福祉事務事業	20,160,000	2,229,000	0	2,229,000	0	0
7 商工費	1 商工費	商工業振興補助事業	371,946,000	371,434,000	0	0	0	371,434,000
8 土木費	3 河川費	河川改修事業	700,671,000	521,613,000	17,000,000	195,000,000	207,600,000	102,013,000
8 土木費	4 都市計画費	都市計画事務事業	3,000,000	2,354,000	0	0	0	2,354,000
10 教育費	1 教育総務費	教育振興補助事業	27,500,000	27,500,000	0	0	0	27,500,000
合 計			1,870,043,000	1,202,506,000	55,000,000	202,652,000	419,400,000	525,454,000

報告第8号

令和7年度豊明市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度豊明市下水道事業
会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和7年度 豊明市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	当年度損益勘定留保資金等			
1	1	官民連携等基盤強化推進事業	円 20,000,000	円 0	円 20,000,000	円 20,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0	国庫補助事業の交付決定が年度末に行われ、当該年度内に完了することができないため。

報告第9号

豊明市国民保護計画の変更の報告について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項にて準用される同条第6項の規定に基づき、豊明市国民保護計画の変更について、別添のとおり報告する。

令和8年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

議案第 5 1 号

令和 8 年度豊明市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度豊明市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 3, 9 4 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7, 9 5 6, 2 8 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 6 月 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和 8 年 度

豊明市一般会計補正予算書（第 3 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		4,454,435	13,713	4,468,148
	4 国庫交付金	263,470	13,713	277,183
15 県支出金		2,639,294	5,555	2,644,849
	2 県補助金	1,014,358	5,485	1,019,843
	3 委託金	189,207	70	189,277
18 繰入金		1,794,858	24,680	1,819,538
	1 基金繰入金	1,755,176	24,680	1,779,856
歳入合計		27,912,332	43,948	27,956,280

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,550,741	5,281	4,556,022
	1 総務管理費	3,890,352	5,281	3,895,633
4 衛生費		2,138,518	38,597	2,177,115
	1 保健衛生費	959,314	38,597	997,911
10 教育費		2,960,961	70	2,961,031
	1 教育総務費	1,106,677	70	1,106,747
歳出合計		27,912,332	43,948	27,956,280

第2表 債務負担行為補正

追 加

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
マイナンバー系端末更新事業	令和9年度から令和13年度まで	153,250

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

14 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計
3. 衛生費国庫交付金	27,910	13,713	41,623
計	263,470	13,713	277,183

節		説明
区分	金額	
1. 環境衛生費交付金	13,713	循環型社会形成推進交付金（1/3・1/2） 13,713 増

15 款 県支出金

2 項 県補助金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計
3. 衛生費県補助金	19,090	5,485	24,575
計	1,014,358	5,485	1,019,843

節		説明
区分	金額	
1. 環境衛生費補助金	5,485	合併処理浄化槽設置費補助金（1/5） 5,485 増

15 款 県支出金

3 項 委託金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計
6. 教育費委託金	23,051	70	23,121
計	189,207	70	189,277

節		説明
区分	金額	
1. 教育振興費委託金	70	キャリアスクールプロジェクト事業委託金 70 増

18 款 繰入金
1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 財政調整基金繰入金	790,189	24,680	814,869
計	1,755,176	24,680	1,779,856

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	24,680	財政調整基金繰入金 24,680 増

歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
8. 企画費	117,545	4,786	122,331	11. 役務費	210
				手数料	120
				保険料	90
				17. 備品購入費	4,561
				26. 公課費	15
12. 電算管理費	247,331	495	247,826	13. 使用料及び賃借料	495
計	3,890,352	5,281	3,895,633		

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 環境衛生費	105,336	38,597	143,933	18. 負担金、補助及び交付金	38,597
計	959,314	38,597	997,911		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 地域創生事務事業	4,786				4,786	手数料 120 保険料 90 増 乗合自動車購入費 4,561 自動車重量税 15
計	4,786				4,786	
1 電算管理事業	495				495	ASP等使用料 495 増
計	495				495	
	5,281				5,281	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 環境衛生事業	38,597	19,198			19,399	合併処理浄化槽設置費補 38,597 増 助金
計	38,597	19,198			19,399	
	38,597	19,198			19,399	

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 教育振興費	923, 576	70	923, 646	12. 委託料	70
計	1, 106, 677	70	1, 106, 747		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳			説 明	
		特 定 財 源				一 般 財 源
		国県支出金	地方債	その他		
1 教育振興事業	70	70			キャリアスクールプロジェクト事業委託料 70 増	
計	70	70				
	70	70				

豊明市国民保護計画の変更について

豊明市国民保護計画（平成19年3月作成）の一部を次のとおり変更する。

- 1 第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴 3 人口分布中「67,922人（令和6年4月1日現在）」を「67,768人（令和7年4月1日現在）」に改める。
- 2 第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴 3 人口分布の区別人口及び世帯数の表を次のとおり改める。

区別人口及び世帯数				
基準日：令和7年4月1日				
区名	男	女	計	世帯数
東沓掛区	1,289	1,251	2,540	1,012
西沓掛区	1,689	1,735	3,424	1,512
勅使台区	771	824	1,595	617
西川区	1,599	1,436	3,035	1,387
三崎区	1,829	1,723	3,552	1,699
ゆたか台区	670	723	1,393	624
吉池区	2,155	2,018	4,173	1,838
大久伝区	1,322	1,180	2,502	1,193
中島区	1,275	1,231	2,506	1,105
阿野区	2,175	1,964	4,139	2,010
大脇区	1,428	1,451	2,879	1,237
大根区	856	890	1,746	831
桜ヶ丘区	1,631	1,686	3,317	1,570
坂部区	1,019	1,033	2,052	1,026
前後区	1,748	1,706	3,454	1,723
落合区	2,172	2,177	4,349	1,854
桶狭間区	1,161	1,144	2,305	1,120
舘区	2,782	2,650	5,432	2,460
西区	1,104	1,191	2,295	1,016
間米区	997	950	1,947	857
二村台1区	577	579	1,156	529
二村台2区	488	483	971	467
二村台3区	845	704	1,549	897
二村台4区	415	415	830	386
二村台5区	806	754	1,560	925

二村台6区	678	548	1,226	734
二村台7区	934	907	1,841	828
総合計	34,415	33,353	67,768	31,457
※ 市内全域65歳以上 17,779人 総人口の26.2%				

3 第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 市
 における組織・体制の整備 1 各部・課における平素の業務の、各部・課
 における平素の業務の表教育部の項中「新給食センター準備室」を「学校給
 食センター」に改める。